

2023年8月23日

韓国排出量取引制度（K-ETS）

日本エネルギー経済研究所
環境ユニット 省エネルギーグループ
グループマネージャー 金星姫¹

1. 気候変動政策概要

韓国は、2009年に2020年のGHG排出削減目標（BAUレベルから30%削減）を策定し、翌年の2010年1月、韓国の温室効果ガス削減に向けた基本枠組みとして「低炭素グリーン成長基本法」（以下「基本法」）を制定した。基本法は、主な政策として、気候変動・エネルギー基本計画の策定、温室効果ガス・エネルギー目標管理制度²、温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の報告制度、排出量取引制度（以下「ETS」）などの導入を規定した。2012年にはETSの詳細なルールを規定する「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律」（以下「取引法」）が制定され、2015年1月からETSを実施している。

大統領制の韓国においては、政権による政策変更が生じやすく、文政権（2017年5月～2022年4月）は、環境政策に力を入れ、大気汚染対策の強化及び再生可能エネルギーへのエネルギー転換を掲げ、脱原発、脱石炭火力政策を推し進めた。温室効果ガスの2030年国家削減目標に関しては、当初「2030年までにBAU比から37%を削減」（2015年策定）という目標であったが、文政権において、2021年10月「2018年比40%削減」に引き上げ、今後政権が変わっても目標を簡単に修正できないよう、削減目標の数値を法律に明記したのである³。一方、2022年3月の大統領選挙で政権を取り戻した保守党のユン政権（2022年5月～）は、脱原発政策の撤回、実現可能な適正水準の再生可能エネルギーの導入、規制より企業へのインセンティブ重視などの方針を打ち出している。2023年4月に策定した「第1次国家炭素中立グリーン成長基本計画⁴」では2030年国家削減目標は変更しなかったが、産業部門の削減目標を従来の2018年比14.5%から11.4%に引き下げ、産業部門の負担を

¹ songhee(at)tky.iecej.or.jp

² 温室効果ガス・エネルギー目標管理制度は一定規模以上の企業・事業場に対して、政府が温室効果ガスとエネルギーの削減目標を設定し管理する制度であり、2010年より実施された。制度初期は年間の温室効果ガスの排出量が125,000t-CO₂e以上の企業が対象であったが、徐々に対象を拡大し、50,000t-CO₂e以上の企業が指定基準となった。なお、2015年のETS施行に伴い、年間排出量125,000t-CO₂e以上の企業はETSに移行し、同管理制度は「温室効果ガス目標管理制度」と名称を変更し、ETS対象企業以外の中小規模事業場向けに実施されている。

³ 2019年12月、削減目標の表記方式をBAUから基準年比に変更し、2018年比26.3%削減に修正していたが、2021年10月に削減目標を40%に引き上げた。なお、政権交代による削減目標の下方修正を阻止するため、「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」（2021年9月制定）において「政府は2030年国家排出量の削減比率を2018年比35%以上の範囲において大統領令で定める（第8条①）」と明記した。

⁴ 関係省庁合同（2023.4）「炭素中立・グリーン成長国家戦略及び第1次国家基本計画」

緩和している。

2. ETS 制度設計

2.1. 制度の全体像

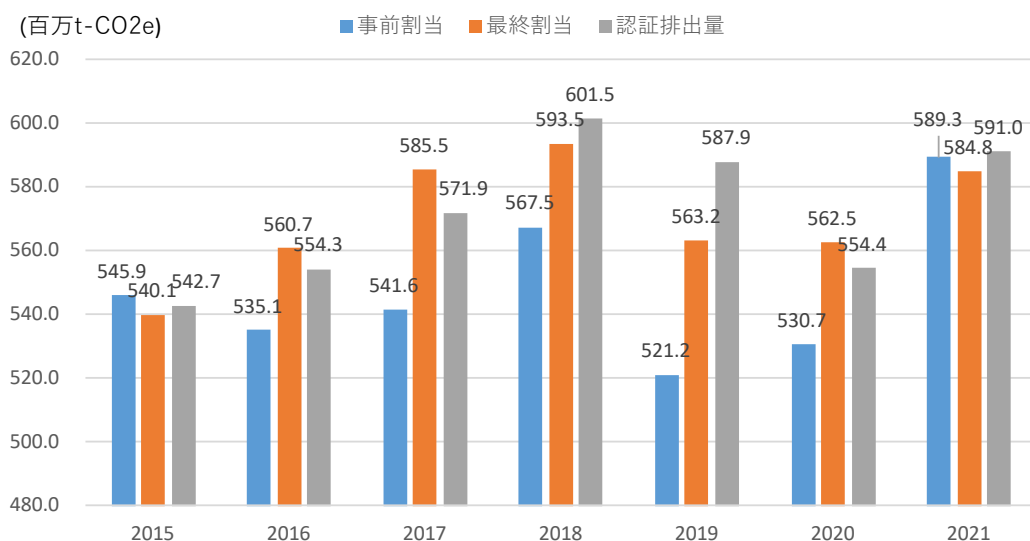
韓国 ETS は 2015 年から産業、エネルギー転換、建物、運輸、公共、廃棄物の 6 つの部門、69 業種を対象に実施している⁵。ETS は韓国の中期温室効果ガス削減目標達成のための主要な対策として位置づけられており、基本的に 5 年ごとの計画期間が設定されている。ただし、2020 年までは過渡的制度運用期間として、第 1 次計画期間は 2015 年から 2017 年、第 2 次計画期間は 2018 年から 2020 年であった。第 3 次計画期間は 2021 年 1 月より開始され、今後は 5 年毎になる。韓国 ETS は直接排出量だけではなく、電気や熱利用による間接排出量も制度の対象にしていることが特徴的である。

産業部門の削減負担を緩和するための「無償割当」を行っているが、その比率は徐々に減少している。第 1 次計画期間では 100%無償割当であったが、第 2 次計画期間は 97%、第 3 次計画期間は 90%となった。有償割当量は、政府が定期的に開催するオークションにおいて有償割当対象企業に対して売却される。

なお、柔軟性措置として、排出権のバンキングやBORROWINGも可能であるが、それぞれ量的制限が設けられている。制度導入初期において、バンキングに対する制限を設けていなかったが、排出権の供給不足問題が生じたため、企業が保有する余剰排出権を市場に供給させるため、バンキング量を制限する措置を取り入れている。バンキングとBORROWINGの制限措置に関しては文末の別表を参照されたい。

図 1 は 2015 年～2021 年の事前割当量、最終割当量、認証排出量及び当該年度の規制対象企業数を表す。ETS 対象企業は計画期間開始の 4 カ月前に政府に割当を申請し、その後政府から割当量が通知される。これが「事前割当量」である。その後、各履行年度における施設の新設・変更・拡大による新規参入、企業の合併・分割などに伴う権利・義務の承継などによる追加割当・割当取り消しを反映したものが「最終割当量」である。年度別の認証排出量の推移をみると、ETS 導入にもかかわらず増加傾向であり、2019 年に初めて減少した。2020 年にはコロナによる景気後退の影響から排出量が減少したが、2021 年には景気回復と第 3 次計画期間の対象企業の拡大により 2020 年比 6.6%の増加となった。

⁵ 2015 年当初は産業、エネルギー転換、建物、輸送、廃棄物部門の 5 つの部門、23 の業種が対象



年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
対象企業数	522	560	591	586	610	636	687

図1 韓国 ETS 対象企業数、割当量及び認証排出量の推移（2015～2021）

(出所) 韓国環境省温室効果ガス総合情報センター「Korean Emissions Trading System Report」各年度版より著者作成

2.2. 割当方法

割当対象企業への割当は排出量基準（Grandfathering、以下「GF」）方式と排出効率基準（Benchmark、以下「BM」）方式により算定される。衡平性や削減投資インセンティブの観点から、BM 割当方式の対象となる業種が徐々に拡大しており、第1次計画期間が3業種、第2次計画期間が7業種、第3次計画期間が12業種に増加した（表1）。

表1 BM方式適用部門・業種

期間	BM方式適用
第1次計画期間 (2015-2017)	製油、セメント、航空
第2次計画期間 (2018-2020)	製油、セメント、航空、 <u>発電</u> 、 <u>地域冷暖房</u> 、 <u>産業団地集団エネルギー</u> 、 <u>廃棄物</u>
第3次計画期間 (2021-2025)	製油、セメント、航空、 <u>発電</u> 、 <u>地域冷暖房</u> 、 <u>産業団地集団エネルギー</u> 、 <u>廃棄物</u> 、 <u>鉄鋼</u> 、 <u>石油化学</u> 、 <u>建物</u> 、 <u>製紙</u> 、 <u>木材</u>

(出所) 韓国環境省(2020.9) 温室効果ガス排出量取引制度第3次計画期間 国家排出権割当計画

なお、GF 方式により割当量を算定する際には、割当量配分の衡平性を高めるため、基準期間の削減実績を反映し、一部割当係数⁶を適用している。

割当対象企業への割当量が確定するとそのうち有償割当分（第 3 次計画期間：10%）は企業への割当量から差し引かれ、排出権登録簿の有償割当口座に移転される。有償割当量は、政府が定期的に開催するオークションで売却され、残った場合は該当計画期間終了後廃棄または繰り越されることになっている。

また、国際競争への配慮として、費用発生度と貿易集約度⁷をかけた値が 0.002（0.2%）以上の業種には 100%無償割当しており、第 3 次計画期間においては 28 の業種が無償割当対象であった。

2.3. オフセットクレジット

韓国 ETS では割当対象企業の組織境界の外で行われた削減事業を「外部事業」と称し、外部事業から発生したクレジットを制度遵守のために使用できる。外部事業は国内事業と海外事業に区分されるが、決められた方法論に従って申請し、政府の承認を受け外部事業として登録する必要がある。

- ・国内事業：割当対象企業の組織境界の外での削減事業
- ・海外事業：海外で実施された外部事業に関しては国内企業等が直接実施した CDM 事業⁸

承認された国内外の削減事業から発生した削減量に関しては、「韓国オフセットクレジット（Korea Offset Credit）」（以下「KOC」）が発行される。KOC は取引可能であるが、ETS 制度遵守のために使用するには、これを「韓国クレジットユニット（Korea Credit Unit）」（以下「KCU」）に転換しなければならない。割当対象企業のみが KCU への転換申請が可能であり、第 3 次計画期間の KCU 使用上限は「各年度に提出すべき排出権の 5%まで」となっている⁹。

図 2 は第 1 次計画期間から第 3 次計画期間の 2022 年 8 月までのすべての排出権（割当排出権（Korean Allowance Unit、以下「KAU」）、KCU、KOC）の取引量と年平均取引価格を表す。これまでの総取引量は 2 億 5,720 万トン、総取引金額は約 6 兆 2,258 億ウォンに上る。年度別取引量の推移をみると 2015 年は 570 万トンにすぎなかったが、2016 年 1,200

⁶ 該当排出活動の排出量規模、部門・業種内の排出特性または削減ポテンシャル、該当業種排出量に占める割合などを総合的に考慮し、適用するかを判断する。

⁷ 費用発生度と貿易集約度の算定方法は取引法施行令（第 19 条、別表 1）に規定されている。

貿易集約度：（年平均輸出額+年平均輸入額） / （年平均売上高+年平均輸入額）

費用発生度：（年平均排出量×排出権平均市場価格） / （年平均付加価値生産額）

⁸ ただし、パリ協定に従って韓国の削減実績として認められる国際削減スキームが整う場合は、そのスキームに従った削減事業を外部事業として認定する。

⁹ 当初、オフセットクレジットの使用上限は提出排出権の 10%まで、うち海外クレジットの割合はその 5 割までに制限していたが、2021 年 3 月にオフセットクレジットの使用上限を 10%から 5%に引き下げ、海外クレジット使用上限を撤廃した。

万トン、2017 年 2,630 万トン、2018 年 4,750 万トンと、毎年 100%以上増加した。排出権別にみると割当排出権の KAU の総取引量が 2 億 1,680 万トンと全体取引量の約 84.3%を占め、KOC の総取引量は 3,630 万トン（14.1%）、KCU、410 万トン（1.6%）の順である。KCU は 2018 年から 2021 年までは取引実績がなかった。取引量の 8 割以上を占める KAU の年度別平均取引価格は 2015 年 12,044 ウォン（1 円=9.08 ウォン）から 2020 年 30,713 ウォンと、毎年大きく上昇していたが、コロナの影響により下落し、2022 年の価格は若干回復した¹⁰。第 1、第 2 次計画期間においては割当対象企業のみが取引に参加できたが、取引市場活性化のため、2021 年 12 月から証券会社も取引に参加できるようになっている。

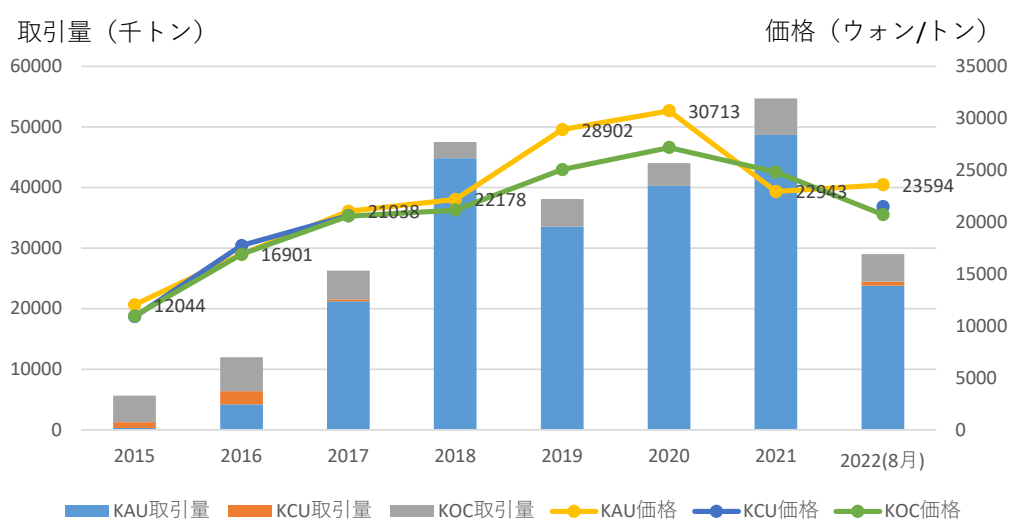


図 2 排出権別取引量及び取引価格推移（2015～2022.8）

（出所）韓国環境省温室効果ガス総合情報センター、「2022 排出権取引制運営結果報告書」より著者作成

2.4. 排出量の MRV

割当対象企業の排出量の算定、認証と政府への報告については、韓国環境省の「割当対象温室効果ガス排出権取引制度の排出量報告及び認証に関する指針（環境省告示第 2021-10 号、実施 2021.1.1）」にて詳細が規定されている。割当対象企業は当該年度の排出量を法人、事業場、設備単位及び排出活動別に算定して排出量の明細書を作成し、第三者検証機関による検証後、電子媒体にて該当年度終了後の 3 か月以内に環境省長官に提出する。環境省は提出された明細書を確認・認証するが、認証に関しては環境大臣が委託機関に委託できる（図 3）。なお、企業が提出した明細書の情報公開関連業務も環境省が管轄しており、企業名、排

¹⁰ 2023 年 7 月現在、2022 年度の排出権（KAU22）の価格がさらに下がり、一次 9,950 ウォン/トンまで下落した。8 月の KAU22 精算（割当対象企業が排出量に見合った排出権を提出すること）に向けて、余る残量が市場にあふれ出した影響と考えられる。景気の鈍化とバンキング制限量を超える余剰排出権が市場に供給されていることも下落原因と見られる。

出量、検証機関名、エネルギー使用量などが国家温室効果ガス管理総合システムのウェブサイト（<https://ngms.gir.go.kr/main.do>）に毎年公開されている。

2020年		2021～2024年		2025年	
9月	・割当企業の指定	3月	・排出明細書提出 ・追加割当申請	3月	・排出明細書提出 ・追加割当申請
10月	・割当計画策定	5月	・排出量認証 ・追加割当通知	5月	・排出量認証 ・追加割当通知
10～11月	・割当申請書提出	7月	・割当対象企業指定 (新規など)	8月	・バンキング・借入申請 ・排出権提出
12月	・割当量通知	8月	・割当申請書提出 (新規など) ・バンキング・借入申請 ・排出権提出		
		10月	割当量通知（新規など）		

図 3 第 3 次計画期間の主要スケジュール

（出所）韓国環境公団ウェブサイトより著者作成¹¹

2.5. 他の政策との関係

韓国 ETS は他の税制などと直接リンクはしていない。韓国のエネルギー税制は輸送用燃料の適正な消費と大気汚染の改善を目的としているもので、1993 年に交通税として導入し、2006 年に全面改正して、「交通エネルギー環境税」称している。実施目的は温暖化対策ではなく、道路、鉄道など交通施設の拡充及び公共交通の育成のための事業、エネルギー・資源関連事業、大気汚染などの環境保全と改善のための事業に必要な財源を確保することが目的である。そのため、ETS とエネルギー税制は、直接リンクはしていない。一方、割当対象企業への支援策として削減設備投資費の 50%まで支援する補助金事業を実施している。支援対象は割当対象企業であり、再エネ、廃熱回収、エネルギー高効率設備など排出削減設備の購入費、設置工事費、試運転費、コンサルティング費などが含まれる¹²。

3. GX ETS への示唆

韓国 ETS 制度の特徴は、大枠は取引法において決めているが、その制度詳細は施行令や大統領令、指針などにより決めており、取引市場における排出権価格や排出権の需給状況な

¹¹ 韓国環境公団「温室効果ガス排出権取引制」ウェブサイト

<https://www.keco.or.kr/web/lay1/SIT164C1007/contents.do>

¹² 取引法第 35 条では「[オークション収入を削減設備投資、技術開発に対する、税制・金融支援、補助金などの支援に使用できる]と規定している。

ど制度運用状況に応じてタイムリーに修正・変更できるところにある。こういった制度設計や運用における柔軟性は、特に制度初期において試行錯誤をしやすかったというメリットであったが、一方で頻繁にルールが変更されると制度の不確実性が高まり、企業が果敢な削減投資に取り組みづらいといったデメリットがある。また、当該産業業種に対して十分な情報やデータを得られていない場合、どのようにして公平に初期割当を行うかが重要となる。韓国では事前割当量の適正さをめぐる訴訟が多発したのである。加えて、排出権価格が急騰落する中で、企業に削減を促しつつ、過大な負担にならない適正な価格水準をどのように見つけるのか、なども ETS を施行するにあたっての大きな課題となっている。

<参考文献等>

「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律（2021.9.4 制定、2022.3.25 施行）」

(<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235581#0000>)

「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律施行令（2022.3.25 施行）」

(<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241541#0000>)

温室効果ガス総合情報センター（2020）「2018 排出権取引制運営結果報告書」

(<http://www.gir.go.kr/home/board/read.do?pagerOffset=40&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=20&boardId=37&boardMasterId=9&boardCategoryId=>

温室効果ガス総合情報センター（2021）「2019 排出権取引制運営結果報告書」

(<http://www.gir.go.kr/home/board/read.do?pagerOffset=10&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=20&boardId=42&boardMasterId=9&boardCategoryId=>

温室効果ガス総合情報センター（2022）「2020 排出権取引制運営結果報告書」

(<http://www.gir.go.kr/home/board/read.do?pagerOffset=10&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=20&boardId=37&boardMasterId=9&boardCategoryId=>

温室効果ガス総合情報センター（2023）「2022 排出権取引制運営結果報告書」

(<http://www.gir.go.kr/home/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=20&boardId=79&boardMasterId=9&boardCategoryId=>

関係省庁合同（2023.4）「炭素中立・グリーン成長国家戦略及び第1次国家基本計画」

(<https://www.2050cnc.go.kr/base/board/read?boardManagementNo=4&boardNo=2236&searchCategory=&page=1&searchType=&searchWord=&menuLevel=2&menuNo=15>)

韓国環境省（2020）「第3次計画期間国家排出権割当計画(案)（2020.9）」

(<https://ngms.gir.go.kr/link.do?menuNo=30100201&link=/cm/bbs/selectBoardList.do%3FbbsType%3D2>)

IEEJ: 2023 年 8 月掲載 禁無断転載
各国の排出量取引制度 (第 1 回)

韓国環境省 (2021) 「割当対象温室効果ガス排出権取引制度の排出量報告及び認証に関する指針 (2021.1)」

(https://ngms.gir.go.kr/link.do?menuNo=30100301&link=/cm/bbs/selectBoardList.do%3FbbsType%3D3%26bbsId%3DBBSMSTR_000000000032%26nttId%3D2121)

韓国環境省 (2021) 「温室効果ガス排出権の割当及び取り消しに関する指針 (2021.12.30 施行)

(<https://www.law.go.kr/LSW/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000207503>)

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp

別表 韓国排出量取引制度の概要

概要	名称	Korean Emission Trading Scheme
	法的根拠 (法律名)	気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法 (2021) (旧低炭素グリーン成長基本法 (2010)) 温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律 (2012)
	概要	産業、エネルギー転換、建物、運輸、公共、廃棄物の6つのセクターを対象とした国内の排出量取引制度
	監督機関	環境省、各部門の管轄省庁
	制度開始時期	2015年1月
	制度の期間	第1期 (2015年初~2017年末)、第2期 (2018年初~2020年末)、第3期 (2021年初~2025年末)、以降5年ごと
対象	単位	規制対象は①組織としての企業 (法人) であるが、政府への排出量やエネルギー使用量については、企業、事業場及び施設単位すべてでの報告が求められる
	主な対象者の要件	最近3年間の年平均GHG排出量が125,000t-CO ₂ eq.以上の事業者もしくは25,000t-CO ₂ eq.以上の事業所。なお、上記以外のボランティアな参加は可能
	対象ガス	6ガス (CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFCs, PFCs, SF ₆)、間接排出を含む
	排出ポイント (直接・間接)	直接排出量、間接排出量
	カバレッジ	第3計画期間 (2021-2025) : 69業種、685企業、排出量の73.5%
	供給/購買する熱の取扱い	—
目標の設定方法	割当方法 ¹³	<ul style="list-style-type: none"> 過去のGHG排出実績、削減実績、業種の予想成長率、炭素集約度、貿易集約度などにより決定する。 第3次計画期間以降の無償割当比率は90%以内¹⁴ 割り当ては排出量基準 (GF; Grandfathering) と排出効率基準 (BM; Benchmark) 割当方式で算定 【BM適用対象業種】 第1期、3業種 (精油、セメント、航空) → 第2期、7業種 ((1期対象+発電、地域冷暖房、産業団地集団エネルギー、廃棄物) → 第3期、12業種 (2期対象+鉄鋼、石油化学、建物、製紙、木材) 割当対象企業の割当申請を受けて、その企業が所属している部門・業種別キャップの範囲から事業者別に割当¹⁵ なお、追加割当や割当取り消しなど事後調整が可能であり、追加割当に関しては主に新規設備増設の際に認められる¹⁶。
柔軟性措置	バンキング・ボローイング	バンキング¹⁷ <ul style="list-style-type: none"> 当該計画期間の次の履行年度又は次の計画期間の最初の履行年度に繰越可能 (管轄省庁の承認が必要) 【第1期】 市場活性化のため、第1計画期間の年平均割当量の10%+2万トンを超過し、バンキングする場合は、超過分に相当量を第2次計画期間の割当量から差し引く (2018.8から適用) 【第2期】

¹³ 第3次計画期間国家排出権割当計画 (2020.9)¹⁴ 施行令第18条第3項¹⁵ 取引法第12条、施行令第17条¹⁶ 取引法第16条、第17条、施行令第29条¹⁷ 取引法第28条・32条、施行令第46条、第3次割当計画

		<p>・バンキングに制限を設けており、2018 年排出権は純売却量の 3 倍、2019 年排出権は 2 倍に相当する余剰排出権がバンキング可能。ただし、排出権の少量しか保有していない場合は制限なし。</p> <p>【第 3 期】 該当企業の各計画期間 (3 期/4 期) 履行年度排出権 (KAU) とオフセット排出権 (KCU) の純売却量分相当をバンキング可能。</p> <p><u>ポローイング¹⁸</u> 計画期間内に限りポローイングが可能 【第 1 期】: 20%までポローイングが可能 【第 2 期】: 15%までポローイングが可能 【第 3 期】: 1 年目、15%までポローイングが可能、2~4 年目は当該企業が提出すべき排出権数量×{直前履行年度の排出権借入限度 - (直前履行年度に提出すべき排出権数量のうち借入した排出権数量の割合×0.5)}以内、5 年目 (最終年) は借入不可。</p>
	他クレジットの活用 ¹⁹	<p>・オフセット認証委員会の認証を経て登録された外部事業による削減量はオフセット排出権として認定される。ただし、使用上限は 5%</p>
	価格対策 (上限価格・下限価格の設定、市場監視メカニズム)	<p>【市場安定化措置²⁰】 <u>市場安定化措置の発動基準</u> ・排出権価格が 6 ヶ月連続で直前 2 年の平均価格の 3 倍 ・需要急増により短期間で取引量が急増 (1 ヶ月の平均取引量が直前の 2 年間の同月の平均取引量より 2 倍以上増加、最近 1 ヶ月の排出権平均価格が直前 2 年間の平均価格より 2 倍以上高い場合) など ・最近 1 ヶ月の排出権平均価格が直前 2 年の排出権平均価格の 100 分の 60 以下 など</p> <p><u>市場安定化措置</u> ・予備分の 25%まで追加割当 ・排出権の保有限度を設定 (最小限度: 割当企業の当年排出権の 70%以上、最大限度: 割当企業の当年排出権の 150%以下) ・一時的上限・下限価格の設定</p>
	負担軽減・リーケージ対策	<p>費用発生度と貿易集約度をかけた値が 0.002 以上の業種に対して 100%無償割当 注) 貿易集約度: (年平均輸出額+年平均輸入額) / (年平均売上高+年平均輸入額) 費用発生度: (年平均排出量×排出権平均市場価格) / (年平均付加価値生産額)</p>
	取引形態	競争売買、協議売買
市場	他制度とのリンク (検討状況)	—
	登録簿/MRVの方法	<p>・排出量明細書 (企業規模、燃料・原料消費量、生産量、排出量、設備別規模・数量・稼働率) の提出 ・外部機関が排出量明細書を検証 ・排出量は排出量認証委員会の審議により認証</p>
	導入経緯 (導入に至るまでの議論、当初案と最終制度)	<p>・韓国 ETS 部門の第 1 計画期間 (2015 年~2017 年) の初期割当量 (キャップ) は 2020 年の国家削減目標 (2020 年 BAU から 30%) と密接にリンクしているため、2020 年の BAU の算定をめぐり政府と産業界が対立</p>

¹⁸ 取引法第 28 条、施行令第 45 条、第 3 次割当計画

¹⁹ 外部事業妥当性評価及び削減量認証に関する指針 (2021.5.21 施行)

²⁰ 取引法第 23 条、施行令 38 条

	の違いを説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界は制度の見直し (初期割当の見直し、制度の延期 (2020 年に延期) 等を要請 ・当時管轄の環境省は業種別削減率の緩和、市場安定化措置実施条件の提示 (基準価格を 1 万ウォンに設定し、市場価格が 1 万ウォンを越える場合は、市場安定化措置を実施する)、柔軟性措置の積極利用、2020 年 BAU の再試算などの負担緩和策を盛り込む妥協案を提示。
報告方法		企業は排出量明細書と外部機関の検証報告書を主務官庁に提出
罰則	遵守コスト	<p>【課徴金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課徴金の賦課基準は 10 万ウォン以下、排出権の平均価格の 3 倍
効果、最近の動向、その他	オークション収入の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションの収入はエネルギー及び資源事業特別会計に計上
	最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・2022 年 8 月、温室効果ガス国際削減事業推進戦略発表 ・2022 年 12 月、排出量取引制度改善案を発表 ・2023 年 4 月、第 1 次国家炭素中立グリーン成長基本計画案策定